

新型コロナウイルス感染症に関する活動指針の廃止

令和5年3月8日
学校法人誠広学園

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける」とされたことに伴い、本学活動指針については3月31日限りで廃止します。

また、4月1日以降学内でのマスク着用については至近距離で会話する場合など感染リスクが高いと考えられるときに着用をお願いする扱いとします。

なお、感染リスクそのものは継続していることから、こまめな手洗いや手指消毒など、基本的な感染対策については今後とも励行することを推奨します。

危機対応カテゴリー【A】（令和5年3月31日まで）

カテゴリー	定 義
A（要注意）	国の緊急事態宣言等が全国的に解除され、感染の危険性が減少したと認められる場合。
B（高度警戒）	岐阜県としては国の緊急事態宣言等の対象地域に指定されていないものの、全国的にはまだ指定地域等が残っているなど、感染拡大が終息しているとは認められない場合。
C（緊急事態）	国や県の緊急事態宣言などにより休業等の要請がされた場合、学内関係者に感染者が発生した場合、など。

○具体的活動指針(令和5年3月31日まで)

項目	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
学生の登校	授業を受ける場合を除き登校を自粛 登校した場合も滞在は必要最小限	時間割変更による時差登校、早期下校等の感染防止措置を実施	原則として全学生登校禁止 (遠隔授業受講のための登校及び実習は可)	全学生登校禁止 (遠隔授業受講のための登校及び実習も不可)
授業(講義、演習、実習等)	感染防止措置への配慮	部分的な遠隔授業の利用 面接授業は教室収容定員の6割以下	遠隔授業のみ (実習は可)	遠隔授業のみ (実習も不可)
事務業務(事務職員)	感染防止措置への配慮	在宅勤務を推奨	原則として在宅勤務 本学機能維持のため必要な職員のみ出勤	在宅勤務 (原則として出勤禁止)
出張・旅行(教職員・学生)	流行地域への出張・旅行注意	緊急事態宣言対象地域への出張・旅行の原則禁止	緊急事態宣言対象地域への出張・旅行の原則禁止 その他地域への出張・旅行は自粛	原則として出張・旅行禁止
会議(教職員)	感染防止措置への配慮	オンライン会議を推奨	10人程度以上の会議は原則オンラインで実施	オンライン会議のみ
学生の課外活動	感染防止措置への配慮	屋内での集会禁止等活動内容を制限	屋外での少人数活動のみ可	活動禁止
研究活動(教員)	感染防止措置への配慮	在宅での活動を推奨	原則として在宅で活動	在宅で活動
学外者の入校	感染防止措置への配慮 入校した場合も滞在は必要最小限	本学運営のため不可欠な業務を行う者及び受験生のみ入校可	本学運営のため不可欠な業務を行う者のみ入校可	入校禁止

※原則として危機対応カテゴリーとの関係は次のとおり

- カテゴリーA → レベル1
- カテゴリーB → レベル2
- カテゴリーC → レベル3又は4